

室町殿の徳政について

榎原雅治

Tokusei Exercised by the Muromachi Palace

はじめに

- ① 義持の代替り徳政
- ② 義教の代替り徳政
- ③ 義政の代替り徳政

おわりに

[論文構成]

中世社会では徳政の実行が統治者の統治者たりうる条件とされ、代替わりや天災・戦乱などを契機にしばしば徳政の実行が宣言されたことは、中世史ではすでに常識となっている。笠松宏至氏は、鎌倉後期に公武両権力によって行われた徳政の篇目は仏神領の興行と雜訴の興行（公平な裁判）にあることを明らかにしたが、その後、五味文彦氏によつて平安末期の荘園整理令がすでに代替わり徳政としての性格をもつていたことを明らかにされ、応安の半濟令についても、笠松氏や村井章介氏によつて將軍代始めの仏神領興行の徳政としての性格をもつものであることが明らかにされた。これによつて統治者の代替わりに徳政が実施されることは、中世の成立期から南北朝期まで一貫して認められる現象であったことが明らかになつてゐる。さらに海津一朗氏は、鎌倉後期の仏神領の興行が荘園制の再編を促し、その結果、「寺社本所一円領」

と「武家領」からなる中世後期荘園制が成立していくことを明らかにしている。中世後期荘園制は鎌倉後期～南北朝期の徳政を論理的根拠として存立していたことが提起されたわけであるが、中世後期研究の側でこの提起を受けとめた議論はまだ展開されていない。

本稿では、足利義持、義教、義政という義溝を後継する室町殿の代始めの土地政策に注目し、沽却された土地の返付訴訟、およびそれに対する幕府の態度について検討した。そして室町期においてもなお、代始めにあたつて寺社領興行（沽却地の返付）を求める社会動向があり、またそれに応じることを徳政であると考える為政者側の考え方と施策が存在していたことを明らかにした。

はじめに

中世社会では徳政（仁政・善政）を実行することが統治者の統治者たるうる条件とされ、代替わりや天災・戦乱などを契機にしばしば徳政の実行が宣言されたことは、笠松宏至氏の研究⁽¹⁾以後、中世史研究者の間ではすでに常識に属している。笠松氏によれば、中世の徳政には「復活」の思想が通底しており、とりわけ土地制度においては、「非器」の者にわたつた土地を「器量」の者、すなわち本来の所有者の手に戻すことが追求されたという。笠松氏が具体的に検討したのは、鎌倉後期、公武両権力によつて行われた、仏神領の興行とそれを実施するための雜訴の興行（公平な裁判）を二大篇目とする徳政であるが、その後、五味文彦氏は平安末期の荘園整理令がすでに代替わり徳政としての性格をもつていたことを明らかにした。⁽²⁾また立法の趣旨をめぐつて議論の白出していった足利義満の応安の半済令についても、笠松氏による法文解釈⁽³⁾、ならびに村井章介氏による適用実例の分析⁽⁴⁾によつて、寺社本所一円領に対する手厚い保護＝仏神領興行の徳政としての性格をもつものであることが明らかにされた。こうして統治者の代替わりに土地の所有権の「もどし」に主眼をおいた徳政が実施されることは、中世の成立期から南北朝期までの期間を通じて認められる現象であったことが明らかになつてゐる。

さらに近年では海津一朗氏が、鎌倉後期の徳政令とその社会的影響を検討し、鎌倉後期の別相伝による仏神領の興行が荘園制の再編を促し、その結果、「寺社本所一円領」と「武家領」からなる中世後期荘園制が成立していくことを明らかにしている。⁽⁵⁾ここにおいて鎌倉後期の徳政が中世後期荘園制の存立を保証する論理的根拠となつてゐたことが明らかにされたといえる。けれども中世後期研究の側では、徳政という問題ははたして右のような研究状況に対応したものとして議論されてい

るだろうか。村井氏は応安の半済令は仏神領興行という意味での徳政の最後であり、以後は土民の要求する土一揆としての徳政に転換していくとしている。海津氏もまた、「王權の主体的發動による社会政策としての徳政は、建武政權の包括的徳政が破綻した後に急速に衰退し、將軍代替りの仏神領興行である応安半済令（一二三六年）を最後に姿を消す」⁽⁶⁾としている。無論、室町期における「徳政」という語は、債務破棄を求める土民蜂起、あるいはこれに応じた幕府の法令を指す語として使われる「徳政」という語自体の指し示すものが鎌倉後期のそれとの間に懸隔があることは否定できない。しかし、統治者の責務としての徳政実施という発想や仏神領興行という政策基調は、統治者自身からもまた社会からも失われていたのだろうか。近年、中世後期荘園制についての議論が高まりつつある⁽⁷⁾。この議論はあくまでも国家的な体制の問題として立てられなければならないと思うが、中世後期荘園制の成立を促したとされる仏神領興行の徳政思想は、中世後期の社会においてはどのような形で発現してくるのだろうか。

本稿では、義持から義政に至る三代の室町殿の代始めに注目し、そこに寺社領保護政策としての徳政を発見することを課題とした⁽⁸⁾。

① 義持の代替り徳政

1 「徳政」を期待する社会動向

足利義持は応永元年（一二三九四）に征夷大将軍となるが、周知のよう裁判権、所領安堵権をはじめとするすべての政治的権限は父義満が行使しており、実質的に義持による執政が開始されたのは義満の没する応永一五年（一四一八）五月のことである。まずはこの義持の執政の開始

時期を「仁政」＝徳政の時代であるととらえる社会的な動向が存在したことを探しておきたい。

〔東京大学文学部所蔵長福寺文書〕『長福寺文書の研究』（山川出版社）七三二（へ）内、原文は割書。以下同様。)

目安

梅津長福禪寺雜掌申、当庄内当寺并塔頭等當知行散在田畠當寺敷地等事、

右、当寺領并塔頭清涼院・藏龍院・瑞雲院等散在田畠敷地以下者、自往古相伝當知行無相違者也、然間、度々被成下安堵御教書、（案文等備進之）于今所全寺納也、雖然殊更相當、仁政明鏡御代、被成下御判安堵御教書、備末代龜鑑、弥為抽天長地久国土安全御祈禱之精誠、粗目安謹言上如件、

応永十五年十一月 日

これは京都梅津の禪院長福寺が、寺領ならびに塔頭領の安堵を幕府に求めたものであるが、文中に、現在は「殊更相当仁政明鏡御代」、すなわち、仁政がまちがいなく行われている時代であるということが書かれている。この場合は、訴えの主体が他者によって妨げられることなく支配できている所領について引き続き安堵を受けることを求めたものであるが、押妨を受けている所領の回復を求めた訴状の中にも、義持の執政開始と徳政を結びつけた文言を見つけだすことができる。

〔東寺百合文書〕ミ函六九号

東寺八幡宮雜掌謹言上

社領山城國上久世庄公文職寒河出羽入道常文糾訴間事
右当庄者、建武三年自御寄附当寺八幡宮以来、〔〕在先代時方并久

我家二代領主之時例、依為地頭一円之進止、当公文真板五郎左衛門尉康貞先祖末繼〈道法子〉預寺家補任、迄于今五代相続不交他人、既及八十箇年致社家奉公之処、寒河出羽入道常文、以彼公文職称有相伝當知行、或号預置代官職、恩顧敵對之由及奸訴之条、不可思義次第也、（中略）近日御沙汰嚴密有道善政之折節、如此等奸訴、爭可有御許容哉、且云建武以来一円進止、且被任去々年當御代証判之旨、早被棄捐彼謀訴、為全社領、謹支言上如件、

応永十九年六月 日

真板氏と寒川氏の間で争われた著名な上久世庄の公文職相論に関する東寺の訴状であるが、東寺は「近日御沙汰嚴密有道善政之折節」に期待して、寒河常文の公文職押妨の排除を幕府に求めていたのである。これは、「近日」＝義持の執政開始時期を「有道善政」＝徳政と結びつけてとらえたうえで、寺領支配の回復を求めた例を、もう一つ紹介しておこう。

この時期の徳政に関連づけて押妨の排除を求めた例を、もう一つ紹介しておこう。

〔石清水文書〕『大日本古文書』六 菊大路家文書二五六

善法寺雜掌性宗申 八幡宇佐弥勒寺領等事

副進

一通 寺領注文

右当寺者為宗廟之神宮寺、代々御崇敬異于他、而寺領等国人甲乙人等押妨之間、堂舍仏閣悉以破壞、慈尊忽被侵雨露、勤行追年令退転之条、冥慮難測者、就中修理行事職為本所令補之処、下切井侍從房義俊、為私相計津布佐庄之条、希代之濫吹也、次弘山庄名主加賀入道子月光丸、号本家下知、構謀書押知行当庄之間、杉伯州被加問答之書、為大神宝免之由申之云々、無跡形虛言也、所詮於月光丸并義

俊者、被拵國中、可被停止向後狼藉者也、是等之條含愁訴之處、幸今奉逢有道之時之條、開喜悅之眉也、然早被退方々違乱、所々寺領等悉被沙汰付下地於寺家、全所務、專仏神用、彌為抽武運長久之御祈祷、言上如件、

応永十七年六月 日

ここには、宇佐八幡の神宮寺弥勒寺は寺領莊園に対する下切井義俊や月光丸の押妨に悩まされていること、幸いにも現在は「有道之時」であるので、義俊らの押妨を止めさせて、寺領を弥勒寺に返付してほしいこと、この二点が述べられている。宇佐八幡の本社である石清水が訴訟主体となっていること、月光丸に対しても豊前守護大内氏の在国奉行杉氏による査問がすでになされており、それでも事が運ばないがゆえの訴えであることから、提訴先が幕府であることはまちがいあるまい。「有道」という文言は上述の「東寺百合文書」にも見えており、徳政、仁政と同義であろうが、「幸今奉逢」という表現がとられていることは注目される。なぜなら「有道之時」という文言が為政者の恩愛をたたえる一般的、形式的な文言なのではなく、まさに応永一七年（一四一〇）という時点だからこそ徳政が行われている、という訴人の認識を示していると考えられるからである。石清水・弥勒寺もまた、義持の執政開始を徳政の実行ととらえたうえで、押妨された寺領の返付を求めているのである。

応永年間の訴状で、為政者の「仁政」「善政」「有道」に期待する表現をもつものは、以上の三例、及びあとで検討する一例を含む五例であるが、そのうち四例は応永一五年（一三九四）のものである（残る一例は義持が征夷大将軍となつた直後の応永元年（一三九四）のもの）。事例が少ないが、試みに、東京大学史料編纂所の公開データベース「大日本史料総合データベース」によって、「義持」もしくは「幕府」が所領の「安堵」もしくは「還付」「返付」を命じたことを示す『大日本史料』網文を檢

索すると、応永一五年から一八年にかけて著しいピークが認められる。『大日本史料』の網文という限定のついた中での検索ではあるが、義持の執政開始後の数年間に所領の安堵や返付を求める動きが殺到していた傾向は推察できよう。直接に「仁政」「善政」の語を記載した訴状の事例こそ少ないが、執政開始期の義持に徳政を期待する社会的なムードが存在していたことは認めてよいのではないだろうか。

2 義持自身の意識

では、義持自身に代替わりにあたつて徳政を行わなければならぬという意識があつたのかどうか。次にそれを検討してみたい。恰好の手かがりとなるのは、次の史料である。

〔不遺稿〕（上村觀光編『五山文学全集』⁽⁹⁾ 第三卷所収）

顕山説

一品大相公、襲爵之三年、惟仁惟政、令人誦不輟口、天下升平、雖彼延天至化而不多讓、四海蒼生何幸耶、又能以仏為心、弘輔吾法而禪徒尤蒙庇護、是故命其知道能文者、各述別号顕山之義、或頌而美之、或文以揚之、至矣尽矣、不可以加矣、一日特降鈞旨、俾不二方秀、復作其說、顧余言語荒陋、安能發揮、台德曼乙、以廁諸師之列乎、然命嚴不可容辭謹述其義、曰夫顯者明也、山即止之象也、凡人之所以不能契斯道者、昏与同使之然也、照昏謂之明、駐動者謂之止、止之與明、猶如車有輪也、鳥有翼也、初若不昏何明之有、初若不動、何止之有、止也明也咸設乎一動一昏之後、而學斯道者不可須臾離也、是以內明其心、外止其境、止境於外、則心無所迷、明心於內、則境無所惑、心境已融、明止亦圓、乃知斯道寓於至暗至隱之中、而未嘗昧也、在於極微極小之際、而未嘗卑也、昭昭然、巍々然、而非心想攀攬之所及也、棗柏大士所謂破惑大智名之為明、無念淨禪

名之為山、此之謂也、

相公既能知斯道之妙也、以保吾寿耶、則寿考如山、顯乎萬祀之後、
以承吾福耶、則福祉如山、顯乎百祿之上、然後遂令夫一切智山高顯
乎不思議解脱之境界、亦不可疑者乎、何啻明止之道有所成而已、抑
且致君於堯舜之上、躋民於無為之域、如指諸掌耳、然則 相公盛大
德業、曷不照映千載也哉、常徳老師嘗上尊号於 相公、所以勸發斯
道、而向所謂四海誦仁政者、亦當根于此、

応永龍集庚寅夏四月前普門不二境界岐陽方秀撰

これは聖一派の五山僧岐陽方秀が義持に命じられて、義持の道号である「顕山」の義を解いた字説である。作成年代は末尾に示された「庚寅」という干支から応永一七年であることが判明する。したがって、冒頭に「襲爵之三年」とあるのは、義持が將軍職に就いた応永元年（一二九四）からの三年ではなく、義満が没し、義持が執政を開始した応永一五年からの三年を意味していることになる。

この字説から読みとれることを、本稿に必要な範囲で列記すると以下のようになる。

ア 義持は執政を開始からの三年間、「仁政」ということを人々に唱えさせてきた（傍線部a）。また仏法を尊び、禪徒を保護している（傍線部b）。

イ 義持は、知道能文の者たちに命じて、自分の道号である「顕山」の語義を解した文章をつくらせた。岐陽方秀もその一人である（傍線部c）。

この岐陽の記述から、応永一五〇一七年ごろ、義持本人が「仁政」の実行を意識していたことがわかる。その直接の動機は「顕山」の号を授けた空谷による「顕山」の字説だという。空谷明応による字説の全文は『仏日常光国師語録⁽¹⁰⁾』に収められており、次のとおりである。

工 義持に顕山という道号を授けたのは義持の師の「常徳老師」¹¹空谷明応である（傍線部e）。そのため義持は「顕山」の義に従つて、「仁政」ということを盛んに唱えてきたのである（傍線部f）。

この岐陽の記述から、応永一五〇一七年ごろ、義持本人が「仁政」の実行を意識していたことがわかる。その直接の動機は「顕山」の号を授けた空谷による「顕山」の字説だという。空谷明応による字説の全文は『仏日常光国師語録⁽¹⁰⁾』に収められており、次のとおりである。

高挿蒼穹遠近看、玲瓏八面絕遮攔、烟雲秀氣增溫潤、草木欣榮極鬱蟠、愛靜仁人甘域奧、入深山客樂居安、寿与堯時松岳並、三呼万歲四方歎、

ここには、高く聳え生氣豊かな山が「仁」をはぐくむものとして説かれ、さらに堯の時代から存在する崧岳を引き合いに出して義持の長寿が念じられている。玉村竹二によれば、義持の受衣は応永六年（一三九九）、空谷が寂するのは応永一四年（一四〇七）正月であるから、義持の受号は応永六年から一四年までの八年間のいつかと推定される、ということである⁽¹¹⁾。これは義満の在世中であり、義持は執政開始以前から「仁政」を意識していたということになるが、応永一七年にあらためて「顕山」の字説の作成を諸人に命じたという点は重要である。命じられた岐陽は空谷の頌を踏まえて義持に仁政を説いたのである。また「顕山」の字説は、ほかに仲方円伊⁽¹²⁾、西胤俊承⁽¹³⁾、惟忠通恕⁽¹⁴⁾によるものが残さ

れているが、このうち仲方円伊の字説の中には「庚寅夏」、すなわち応永一七年夏に義持の命を受けて作成したものであることが明記されている。また「顕山」の義を「徳之顯然」であるとも説いている。室町殿となつた義持が「仁政」＝徳政を強く意識して、政務に臨んでいたことはまちがいないだろう。

3 売買契約破棄としての仁政

では「仁政」の具体的な中身はどのようなものであつたのだろうか。

岐陽方秀の字説に「能以仏為心、弘輔吾法而禪徒尤蒙庇護」とあるのは、禪僧という立場からの追従とることもできなくはないが、晩年の義持が常軌を逸するほど禅に深く傾倒していたことを考えあわせれば、文面どおり、執政の当初から義持が仏教重視の政策をとつていた蓋然性も高いと思う。実際、前項で紹介した例はいずれも、寺院が「仁政」「善政」の到来を好機ととらえて押妨を受けていた所領の返付を求めたものであつた。訴えを起こした寺院が、「仁政」「善政」を寺院領の回復政策であると受けとめていたことは確かである。

では、義持自身、あるいは義持に率いられた幕府に、「仁政」「善政」政策として仏神領の回復ということを意識していたかのだろうか。若干の事例を検討してみよう。

〔東寺百合文書〕ア函一三六号

東寺申
寺領大和国河原城庄問事

右彼所者、弘法大師勅給之地也、代々長者領知之庄也、爰處永六年、
寺務前大僧正為毎年御祈禱（仁王經御読経）料所、寄附講堂、仍被
下先公御判了、而同十一年五月帥宗賀（子時童形）彼庄五十貫文（足利義満）可
請切之由雖有競望、寺家難儀之由令返答之処、押而致知行、結句同

十月百五十貫文仁相副御判以下公驗、可売渡之由雖責伏、御祈禱料所争可賣□哉、不思寄之由再三及問答之処、所詮有申異儀之輩者、為公方可被召籠、名字可注進之由、及使節之間、泣以公驗等渡彼方了、先代未聞□次第、且可有御上察者歟、雖然當御代御善政之折節、付故勢州依申披事子細、同十五年忝被下安堵之御判、開眉欲致知行之刻、帥宗賀依失為方、付寺家雖望代官、難治之由再往加問答之処、壳券以下悉返渡寺家、雖少事令未進者可被改替之由、出請文之間、預置之廻、纔四十貫文內卅貫文未進之間、任請文之旨令改替了、壳券以下既返渡寺家、及兩三年致代官之上者、爭今更可号壳得地哉、假令雖為其分、自應永十一年至同十四年年貢、既二百貫文（毎年五十貫文宛）歟、寺家所請取要脚百五十貫文之間、於五十貫文者帥宗賀可弁沙汰歟之廻、結句雖為堀内可拌領之由、令言上哉、壳得相伝之地、寺家窃奉掠上聞拌領御判之由言上云々、言語道断、濫吹之次第也、此等子細具為得御意、謹支言上如件、

應永十八年九月 日

ここに記されたことの経緯を要約すると以下のようになる。

ア 河原城庄はもともと東寺領であつたが、応永二年（一四〇四）、宗賀が代官請切することを希望してきた。

イ 東寺はこれを断つたが、宗賀は一五〇貫文で公驗などを買い取ることを要求した。

ウ 東寺ははじめこれも断つたが、宗賀は義満の支持を受けていたので、東寺は泣く泣く承知して、売却してしまつた。

工 義持の代になり、「善政」が行わるようになつたので、東寺が

幕府に訴えたところ、東寺に安堵状を与えた。

オ 困つた宗賀は売券を東寺に返却したうえで、再度、代官となるこ

とを希望したので、東寺はこれに応じて、宗賀を代官に任じた。

カ にもかかわらず宗賀は未進をしたので東寺は改替した。すると宗

賀は、河原城庄は売得地であり、東寺は安堵状をかすめとつたと

の主張を始めた。

東寺の訴えの相手方となつている宗賀とは、晩年の義満の寵童として権勢を誇った御賀丸のことである。和泉の守護職に任せられるなど、義満の深い寵愛を得た人物であり、御賀丸にかかる所領紛争の史料はかなり残されているが、この史料もその一つである。

申状の内容であるが、ウにあるように、東寺は義満の圧力を受けたとはい、一旦は一五〇貫文の対価を得て、河原城庄とその権利文書を宗賀に売却したのである。「御判以下公驗」を売却するということは、河原城庄にかかる一切の領主権（所有権）を売却したこと意味している。にもかかわらず、工によれば、代替わりした義持の「善政」によつて、東寺は安堵状を得ることができたのである。これは応永二年に宗賀と東寺の間で交わされた売買契約が破棄されたということにはかならない。売買契約の破棄というのは、まさに狭義の徳政そのものであるが、義持の執政開始期における「仁政」においては、このような売買契約の破棄さえも認めて寺院領を回復することが、公然と認められていたのである。

もう一例、検討しておこう。

〔勸修寺文書〕 東京大学史料編纂所影写本 二

勸修寺宮序申加賀国郡家庄内沽却并質券状等事、解状具書如此、子

細見状、於當所者、為一円進止地之處、或称一代之寺務沽却、或為

詮任度々支証并去応永六年御教書之旨、止方々競望、自今以後全雜掌所務、可被專興隆之由所被仰下也、仍執達如件、

応永十八年十月廿七日

左衛門佐入道殿

沙弥〔花押〕

これは勸修寺門跡が加賀国郡家庄内の土地の返付を求めて起こした訴訟に対する幕府の裁決である。勸修寺の訴えは、「一代之寺務沽却」や「為一旦預所之身号入置質券」、すなわち、寺の財産であるべき土地を一代限りの寺務が売却してしまつたり、たまたま預所に補任された者が質に入れてしまつたりしたのは不当なことであるので、その返還を認めてほしいというものである。ここに見える訴えは、鎌倉後期以来の仏神領返還訴訟のなかでしばしば繰り返されてきた「別相伝の否定」である。そして、幕府は勸修寺の訴えを全面的に認め、勸修寺の「興隆」を専らにすべきことを命じたのである。執政開始期の義持ないし幕府が寺社領の復興を政策として意識していたことは確実であろう。これこそが寺社の側から期待された「仁政」「善政」の根幹であつたと考えられる。義持は紛れもなく、執政開始にあたつて鎌倉後期以来の寺社徳政を踏襲した政策をとつていたのである。

ただし、鎌倉後期の代替り徳政には仏神領興行とならんと雑訴の興行が掲げられている。これに関しては、今のところ、義持初政期にそつしに政策が進められた明証は管見に触れておらず、検討課題としたい。

② 義教の代替り徳政

1 非分寄進の破棄

義教の室町殿継承は正長元年（一四二八）、その執政は正長の土一揆とともに開始される。徳政令の発布を求めた最初の土一揆である正長の一揆が、室町殿の代替わりを契機に勃発したものであることはよく知られている。また一揆の背景には、広範な在地徳政の存在、三五年間続いた応永年号の終焉、飢饉状況などが指摘されているが、寺社徳政であつた代替り徳政が、前例のない債務破棄要求の蜂起に転化するには、もう一つ、媒介環が欠落しているような感がぬぐえない。

まず義教による執政開始期の政策として、次の二つのこととに注目しておきたい。

第一は室町殿を継承した直後に行われたもので、義持の時代に行われた神社・禪院への非分の寄進の破棄政策である。第二は御前沙汰である。それによく知られた政策であるが、この二つの政策相互、さらに代替わり徳政を加えた三者の関係はどのようにとらえられるのだろうか。この点については、まだ提起がなされていないようなので、以下で検討してみたい。まず、第一の問題に関連する史料を、『満済准后日記』正長元年五月十三日条より引用しよう。

今日未初、予出京、自室町殿内々被仰出事在之故也、則參申了、仰云、近來非分御寄進神領數十ヶ所在之歟、依之又牢籠譜代家ヲ失輩尤不便ニ被思食也、少々就嘆申入可被返付歟處、神慮又難測、可為何様哉、且可申入意見也、隨而又管領等ニモ能々可相談旨被仰キ、予申入云、如仰故勝定院殿御代數ヶ所御寄進神領又ハ禪院領也、神

領事、只今無左右可有御沙汰条モ、又神慮誠難測存者也、愚意分ハ神領号ヲハ不被止シテ各本主ニ地下ヲ被返付、於神用ハ有限分ヲ可被沙汰条、折中御沙汰歟、何様尚能々可相談管領候、追可申入云々、（中略）常宗申様、誠此御沙汰尤候、故勝定院殿一向無理義ヲ以テ其人ヲ深御罪科ノ為ニ神社ニ被寄置等在所ヲハ、只被改雖返下本所、神慮更不可有御憚歟由存者也、況神領ノ号ヲハ不改シテ可被返付本主条、神用無為、本主又不可牢籠之条、尤可為御善政条由申云々、予義ト同前云々、

室町殿を訪れた満済に対し、義教から「義持（勝定院殿）の代に寄進された『非分御寄進神領』が數十ヶ所あり、それによって累代の家を失った者がいる。彼らの訴えを容れて返還したいが、神慮に背くだろうか」という下問がなされた。満済は、「神領」としての名目は残し、いくらかの「神用」だけは納めることにして、実質的な権利はもとの持ち主に返還することを提案したのである。当代きつての儒者清原常宗（良賢）も満済に同意し、「義持の強引な判断で法外に重い罪に問われ所領を失った者の土地を返還させるのであれば、神をばかることはない。まして神領の名目を残したまま、困窮する本主の権利を回復してやるのであれば、これこそまさに『善政』である」と述べている。

徳政という思想が、笠松宏至氏の指摘するように「あるべき元の状態への戻り」という考え方を本質とするものであるとするならば、非分寄進の破棄も「元の状態への戻り」を図った施策であるから、この点からすると、これもまた徳政といえる。しかも、清原常宗が非分寄進地の返還のことを「善政」と呼んでいる点は興味深い。義教が代始めにあたつて「善政」の履行を意識していたことを推測させるからである。どのような施策を講ずることが「善政」にふさわしい態度であるのか。義教自身のこのような問いのなかから、非分寄進地についての施策は提起され

たのではあるまい。

しかしながら、ここに一つの問題が存する。最近、この非分寄進破棄令に注目した村井章介氏は、一旦仏神に寄進された土地は取り戻すことできないという、いわゆる「仏陀施入之地不可悔返」という中世的な法理の変化を、この法令に見出している。⁽¹⁷⁾確かに、この施策は「牢籠譜代家」を失った者——具体的には奉公衆クラスの武士が中心である——の救済策として、「非分御寄進」に限定したものとはいえ、神領となつた所領の返還を図ろうとしているのであるから、「仏陀施入之地不可悔返」という中世社会における伝統的な法理には抵触するものであろう。そこに中世人の仏神觀の若干の変化を見て取ることも、まちがいとはいえないだろう。また清水克行氏は、この非分寄進破棄令を義持の行き過ぎた寺社保護政策の是正ととらえたうえで、この法の発令の直後から、北野社に対し寄進所領の返還を求める訴えが殺到していくことを明らかにしている。社会には、この法令を寺社から俗人への所領返還命令であると受け止める向きがあつたことは確かであろうし、これこそが徳政一揆の引き金になつた可能性が高い。

ではこの非分寄進破棄令と仏神領興行としての徳政との関係はどうなるのだろうか。この破棄令は伝統的な寺社領保護政策そのものの変化を導くものだつたと考えていよいだらうか。その点について、徳政一揆鎮静化後の幕府の施策を検討することによつて考えてみたい。

2 御前沙汰

神領・禪院領に対する右のような施策は義教の執政期間を通じて維持されたものだつたのだろうか。今、その全容を検討する用意はないが、永享二年（一四三〇）から四年にかけて行われた御前沙汰について検討してみたい。

いうまでもなく御前沙汰とは、義教の御前で訴訟内容が披露され、義

教自身が裁定を下した裁許である。その内容は「御前落居記録」「御前落居奉書」の二つの史料⁽²⁰⁾から詳細に知ることができる。佐藤進一氏以来、御前沙汰は管領以下の宿老大名たちの力を抑止するための裁判形式であつたと評価してきた。⁽²¹⁾しかし、御前沙汰であつても担当奉行を決める賦は管領が行つていてこと、御前沙汰と並行して管領沙汰も行われ、しかも両者は連絡を取り合いながら進められていたことが設楽薰氏、鳥居和之氏⁽²²⁾によつて明らかにされ、近年は義教の執政開始時期の積極的な政治姿勢を示すものと評価されている。

これまでの御前沙汰についての研究は御前沙汰のもち方についての検討に集中しており、裁定の内容から義教の施政方針を導き出す試みはあまりなされていない。実際のところ、「御前落居記録」を見ると、扱われた事案の内容や裁定の根拠は多様で、そこから何らかの原則や方針を見出すのは容易ではない。本稿でも十分な検討ができるわけではないが、「御前落居記録」を通覧することによって、寺社領に対する義教の施政方針について考えてみたい。

別表は「御前落居記録」に収められた各裁定の年月日、訴人、論人、相論対象、勝訴者を書き出したものである。注目される点を列記してみよう。

ア 全部で七二件であるが、官衙の所職や大工職をめぐる紛争、年貢抑留、負物返済、所職補任などをめぐる領主—代官間の紛争、村民士の境界相論などを除くと、所領相論に関するものは五〇件強となる。このうち古い由緒がありながら、提訴の時点で不知行となつていた側が勝訴とされたものは、明記されているものだけで三六件にのぼる。つまり大多数の判決は不知行となつた側の復讐を認めたものとなつてゐるのである。

イ 所領相論のうち、寺社と俗人（もしくは僧侶個人）の対決となつ

別 表

		訴人	論人	争点・論所	勝訴者	所領相論	不知行者復権
1	永享2/9/2	北野宮祠官権律師明兼	聖護院	伊勢国長太ほか領家職	明兼	○	○
2	永享2/9/3	北野宮祠官松光院法眼秀慶	同社禪宣	近江国中庄内田井郷	秀慶	○	○
3	永享2/9/3	常陸房宴珍	石泉院	近江国岸下庄預所職	宴珍	○	○
4	永享2/9/6	新熊野妙華庵	八幡神人岡	山城国西岡願成寺下司職	妙華庵	○	○
5	永享2/9/18	足助次郎淳重	土岐肥田瀬宮内大輔	三河国足助庄内仁木郷	足助淳重	○	○
6	永享2/10/11	賀茂社片岡禰宜富久	前神主資久	若狭国宮川庄三職	片岡富久	○	○
7	永享2/10/13	篠村八幡宮大工為國	大工国友	大工職	為國		○
8	永享2/10/16	三条中将	佐々木岩山持秀	近江国加田庄半分ほか	三条中将	○	○
9	永享2/11/3	妙法寺	六条八幡宮・金阿ほか	北小路町北頬肆丁町	妙法寺	○	○
10	永享2/11/6	曼陀羅寺毘阿弥	藤賀丸	山城国栗田庄内	上乘院・曼陀羅寺	○	
11	永享2/11/12	鷹司房平	東坊城益長	加賀国益富保	鷹司房平	○	○
12	永享2/11/13	烏丸豊光	西園寺京極家	山城国鳥羽庄・魚市・河内国会賀牧	西園寺京極家	○	
13	永享2/11/15	検非違使貞弘	東坊城益長	左衛門府年預職	貞弘		
14	永享2/11/23	中原師俊	中御門俊輔	酒鑪役	中原師俊		
15	永享2/12/12	八幡神人右衛門四郎	神人五郎左衛門尉宗貞	越後国柏崎道秀入道遺跡	宗貞	○	
16	永享2/12/11	?	?	尾張房料足	正実		
17	永享2/12/21	大徳寺	嵯峨門徒梵策	摂津国住吉慈恩寺ほか	大徳寺		
18	永享2/12/23	益若丸(伊勢祭主執申)	松梅院	太神宮領尾張国本神戸司内	益若丸	○	○
19	永享2/12/23	小笠原持長	守護	備中国草間村惣領職ほか	小笠原持長	○	○
20	永享2/12/23	金輪院弁澄	聖行院兼睿	近江国長野郷内別納	弁澄	○	○
21	永享2/12/25	広橋親光	大館	美濃国輕海郷地頭職	広橋親光	○	○
22	永享2/12/29	一乗院家	学侶・祈願寺寄人	大和国門跡領段別錢	一乗院家		
23	永享2/12/30	檜皮師孫次郎	同孫九郎	相国寺大工職	孫次郎		
24	永享3/4/7	五条坊門東洞院太郎五郎	八幡宮雜掌	八幡宮安居頭役	八幡宮雜掌		
25	永享3/5/16	佐々木佐渡入道祐繁	多田庄御家人	地頭対捍	佐々木祐繁		

26	永享 3/5/18	上杉中務少務持憲	利倉式部丞	貢物	利倉		
27	永享 3/5/25	大原勝林院通巖	常喜・徹書記	備中国小田村ほか	通巖	○	○
28	永享 3/6/12	伊勢盛行	木幡淨妙寺源豪	淨妙寺執行職	源豪（聖護院管領）	○	
29	永享 3/6/17	八幡宮田中融清	八幡宮神人	山城国美豆・河口郷加地子盛増	田中融清	○	○
30	永享 3/6/19	鷹司房平	中島隆信	加賀国益富領家職	鷹司家	○	
31	永享 3/8/15	観勝寺大悲院	鮎江高真	飛驒国大野郡垣武名	観勝寺大悲院	○	
32	永享 3/8/17	東大寺	尊乘院経弁	山城国玉井庄	東大寺	○	○
33	永享 3/9/6	清水坂神護寺	香西常慶	讃岐国坂田郷所務職	神護寺	○	
34	永享 3/9/12	花山院門跡	臨川寺	近江国榎木庄半濟	花山院門跡	○	○
35	永享 3/9/15	清閑寺幸済	吉田大納言	清閑寺内辻坊并敷地	幸済	○	○
36	永享 3/9/14	祇園社大政所神主松寿丸	左方差符源縁親	祇園社神主職ほか	松寿丸		
37	永享 3/11/7	春日社々司	英弘	春日社御八講副曳	社司		
38	永享 3/11/8	楳葉満清	佐々木満綱	近江国甲賀郡藏田庄地頭職	楳葉満清	○	
39	永享 3/11/13	海老名兼季	小野松夜叉・河野性永	近江国小野社神主職ほか	海老名兼季	○	
40	永享 3/11/14	真如寺正脈院領岩根・朝国	法輪院領山上保	近江国甲賀・蒲生両郡堺相論	正脈院領		
41	永享 3/11/15	大田七郎頼忠	日野秀光	摂津国大田保内所職田畠	(預置)	○	
42	永享 3/11/22	宮上野入道信雄	岡崎門跡	備後国安那東条地頭職	岡崎門跡	○	
43	永享 3/11/27	望月次郎左衛門尉重長	上杉中務少輔持憲	近江国池原杣庄内相谷村地頭職	望月重長	○	○
44	永享 3/11/30	高野山智莊巖院	細河土佐入道常仙	和泉国近木庄内権門領	智莊巖院	○	○
45	永享 3/12/3	角田兵庫助満秀	阿部筑前守重有	備中国神代	角田満秀	○	○
46	永享 3/12/5	山門大勧進	当奉行	近江国河上庄奉行職	山門大勧進		
47	永享 3/12/27	建福寺	梵積都官	丹後国凡海郷代官職	建福寺	○	○
48	永享 3/12/27	細河駿河守氏家	和田中務丞親直	參川国平田庄	細河氏家	○	○
49	永享 3/12/27	鷹司高倉土倉祐言	藏預円憲	当所納物	祐言		
50	永享 4/3/8	織部正員職	経師良秀	織部司町地	員職	○	
51	永享 4/4/14	石清水八幡宮	中村佐渡入道・上月大和守	播磨国西河合年貢抑留	石清水八幡宮		
52	永享 4/4/26	疋田彦三郎長利	船形寺	參河国船形山境内雲谷名ほか	船形寺	○	
53	永享 4/6/2	一条兼良	赤松阿波入道性宗	摂津国福原庄領家職ほか	一条家	○	○

54	永享 4/6/11	宝幢寺	得平源太	播磨国安田庄領家職内高田郷	(領家地頭半分)	○	
55	永享 4/6/14	葉室淨住寺	南禪寺瑞雲庵	美濃国小瀬庄領家職	淨住寺	○	○
56	永享 4/6/20	岩堀三郎左衛門入道妙玄	地藏院門跡	尾張国枳豆志庄西方内垂水・桧原	岩堀妙玄	○	○
57	永享 4/8/12	相国寺領寺田庄	小笠原持長領富野郷	堺相論	相国寺領		
58	永享 4/8/15	浅堀弥四郎頼勝	桃井治部少輔入道常欽	遠江国笠原庄内木根南方ほか	頼勝	○	○
59	永享 4/9/3	東南院	宝慈院	山城国飛鳥田	東南院	○	○
60	永享 4/9/29	靈山寺	坐禪院	堺相論	靈山寺		
61	永享 4/11/6	興福寺西金堂	東北院	大和国鳥見・矢田	興福寺	○	○
62	永享 4/11/26	高野山高祖院	細河陸奥守満経	和泉国土生郷地頭職三分壱	高祖院	○	○
63	永享 4/11/27	南宮社	土岐鶯巣右馬頭満康	美濃国垂井八間在家	南宮社	○	○
64	永享 4/11/28	大中臣秀直	舍兄宗直	伊勢国原庄・富田庄半分	秀直	○	
65	永享 4/11/28	洞院家(実熙)	南都仏地院	山城国乙訓郡東方間	洞院家	○	
66	永享 4/12/2	高辻長郷	北野宮寺	加賀国富墓庄預所職	高辻長郷	○	
67	永享 4/12/2	武藤与次郎用定	大谷豊前入道玄本	遠江国一宮庄代官職	武藤用定	○	
68	永享 4/12/17	摶津海光庵	宇野帶刀左衛門尉弘祐	播磨国三木本郷内則久名	海光庵	○	○
69	永享 4/12/17	建豎書記	得長藏主	近江国大原庄内長禪寺并寺領	建豎書記	○	○
70	永享 4/12/19	中西入道明重	富少路千夜丸	山城国小泉御厨西院散田方	中西明重	○	○
71	永享 4/12/19	中西入道明重	梶井門跡	近江国甘呂・八坂借物	中西明重	○	○
72	永享 4/12/25	弘願院	栖霞寺	山城国西京西霞寺田	弘願院	○	○

た所領相論は二〇件ほどであるが、このうち俗人の側が勝訴した案件は三件（56・65・71）のみで、これ以外はすべて寺社側が勝訴となつてゐる。しかも三件のうち、71は借錢の返済にかかわるもの、56は領主地蔵院による知行分の勘落の是非を問うもので、「御前落居記録」に見える他の所領相論とは異なる要素を含んだものである。

寺社が、そこに属する個人ではなく、組織として訴人となつた訴

訟は永享三年の後半以後増える。

義持時代の安堵との関連で見れば、義持による安堵を否定したものもあれば、義持による安堵を根拠にして裁定されたものもあり、義持の措置を一様に否定しようとしていた形跡は認められない。

訴人、論人の提出する譲状・寄進状と幕府の安堵状が両立しえない場合、あるいは幕府自身が両立しえない複数の安堵状を発給していた場合は、「先日」の文書、すなわち先に作成された文書に依拠して、状態を「如元」に戻すことが原則とされている。たとえば、52の案件は、疋田長利が応永七年（一四〇〇）一二月及び同一年九月の御教書、船形寺が文治四年（一一八八）の「御寄進状」を掲げて争つたものであるが、二百年以上も前の寄進状を掲げた船形寺の勝訴となつてゐる。また55は、瑞雲庵が応永一五年十月の御教書（義持の御判御教書か）、淨住寺が弘安五年（一一八二）六月の室町女院の寄進状を掲げて争つたものであるが、淨住寺の勝訴となつてゐる。

徳政の本質が「あるべき元の状態への戻り」という点にあるとするならば、アの特徴は、義教の御前沙汰が徳政としての性格をもつていたことを示している。そして、イに指摘したように、寺社側が勝訴とされている案件が圧倒的に多いという結果を見れば、義教の御前沙汰は寺社領

を保護する寺社徳政として機能していたといつてよいのではなかろうか。オの「先日」の文書の重視も、より元々の状態への戻りを是とする立場からすれば当然の方針であろう。また、「先日」の文書を重視する原則は、場合によつては百年前、二百年前の文書さえ有効なものとして採用される結果を生んでゐるが、寺社と俗人の対決となつた場合、この原則は本所としての権利文書や寄進状をもつ寺社側に圧倒的に有利に働いたであろう。

注目しておきたいのは、俗人同士の対決となつた相論においては、「先日」の文書によるという原則に違う判決が出されている場合もある点である。21は広橋親光が明徳三年（一三九二）五月の「御書」（充行状）を掲げて美濃国輕海郷の地頭職知行の由緒を主張したのに対し、大館（持房か）は明徳元年（一三九〇）閏三月の「御下文」と応永一五年の「御判」をもつて対抗したのであるが、裁許の結果、明徳元年の「御下文」は「未施行」であるとの理由で広橋家側の勝訴となつてゐる。また48は、細川氏家と和田親直がいずれも觀応二年（一三五二）の「御下文」を掲げて三河国平田庄を争つたもので、田中側の下文の方が「日付先日」であつたにもかかわらず、判決では明解な理由を示すことのないまま、細川側が勝訴となつてゐる。つまり、「先日」の文書によるという原則がありながらも、寺社対俗人の場合と俗人同士の場合では、この原則の重みは若干異なつてゐる。「先日」の文書優先の原則は、寺社の権利を保護するためには厳格に守られたが、そうでない場合には恣意的に破られたこともあつたようである。

このようにみてくると「御前落居記録」に記された裁定結果には寺社領保護の基本姿勢が濃厚であり、義教の御前沙汰には寺社徳政としての一面を認めることができると思われる。ではこの御前沙汰の寺社徳政としての一面と、義持による非分寄進を破棄するとした正長元年五月の施策との関係はどのようにとらえればいいのだろうか。

非分寄進の破棄も「あるべき状態への戻り」を図った施策であるから、この点に限定すればこれもまた徳政といえ、その意味では、非分寄進の破棄と御前沙汰は同じ政策基調の上にあるといえる。ただし、非分寄進の破棄は仏神への寄進地を俗人に返還するという伝統的な社会通念を突き破る要素を含んでいる。清水氏が指摘したように、正長元年五月令が寺社領一般の取り戻しが認められた法令として受け入れられたとしたならば、これこそがあらゆる寺社領を含む土地の取り戻し要求や債務破棄要求が爆発する一つの引き金になつた可能性が高い。しかし、それは決して義教の意図したところではなかつたであろう。義教をはじめとする幕府中枢の人々が、正長元年秋から翌年春にかけて京都・畿内・近国各地を襲つた徳政一揆を歓迎したはずではなく、自らが引いた引き金への何らかの対応を迫られていたことが予想される。

時系列で考えれば、非分寄進地の返還（正長元年五月）→徳政要求の一揆（正長元年秋～永享元年春）→御前沙汰の開始（永享二年九月）といふことになるから、非分寄進地の返還という施策が徳政一揆という思いもかけぬ結果を誘発したことへの反省から、義教は対寺社領政策に若干の修正を行つたということは考えられないだろうか。もつとも修正といつても、もともと正長元年五月の施策は、非分に神社・寺院に寄進された所領の返還を指示しているだけで、寺社領一般の問題について何かを示しているわけではないから、修正というよりも寺社領保護という義満以来の政策を義教も維持することを再確認したものであるというべきであろう。結局のところ、正長元年五月の非分寄進破棄令は、あくまで行過ぎた寄進の破棄に限定したものであつて、寺社領保護という幕府の基本政策の変更を意味するものではなかつたと考えられる。御前沙汰はその基本をあらためて確認するところに意味があつたのではないか。

「御前落居記録」「御前落居奉書」が永享三年末をもつて終わっているのも、御前沙汰と代始めの関係を示唆しているように思われる。

3 裁判の興行

かくして義教もまた執政開始にあたつて寺社領保護の姿勢を示すこととなつたのであるが、寺社領保護だけが徳政の要素ではない。笠松氏によれば、鎌倉中期以来、寺社領保護・仏神事の興行と並んで徳政の柱とされたのは裁判の興行である。代替り徳政について論ずる場合には、この問題についての検討も落とすことはできない。残念ながら義持の代始についてはすでに佐藤氏が正長元年五月二六日に「御沙汰ヲ正直ニ諸人不⁽²⁴⁾含愁訴様ニ、有御沙汰度事也」と述べて、評定衆、引付頭人を復活させたことを指摘している。⁽²⁴⁾ 佐藤氏はこの施策を管領の地位権限の抑止策の一環としてとらえているが、これをこの十日ほど前に発令された非分寄進地の返付令と一体のものとしてとらえれば、まさしくこれは代替り徳政であると理解される。

さらに義教の代替り徳政のもう一つの段階を示すものとして注目しておきたいのは、次の史料である。

〔内閣文庫本建武以来追加〕〔中世法制史料集 室町幕府法⁽²⁵⁾〕

敬白 起請文事

御成敗之趣、不叶理致子細在之者、不貽心底可言上、縱於當座雖不存寄、有思案仕出之旨者、不謂違期可申上、但至堅固不弁之越度者、非沙汰之限事、次就公事不存無沙汰事、
雖為他人奉行、御裁許之篇目相違之由承及者、可申披之旨、對申沙汰奉行人可申之、〔付、就御沙汰公事篇 不可構虛言事〕

日本國中大小神祇、八幡大菩薩、山王廿一社、天滿大自在天神御罰、各可罷蒙也、仍起請文如件、

永享三年十月廿八日

(以下、一一名省略)

③ 義政の代替り徳政

奉行人たちに提出させた起請文である。第一条では、義教の成敗であろうとも不審な点があれば臆することなく指摘すること、第二条では、他の奉行人の担当事項であつても、裁許に不審があれば担当者に指摘することが誓約されている。ここからは、義教が偏頗なき公正な裁判を志向していたことを明瞭に読みとることができる。

この起請文が提出された永享三年（一四三一）一〇月といえれば御前沙汰が行われている最中であるが、どうしてこの時点で義教は奉行人たちにこの起請文の提出を求めただろうか。

この年の七月、義持後室で義教とは不和であつた裏松栄子が病没、翌月、義教は義持以来、公方の居所となっていた三条坊門殿（下御所）から室町殿（上御所）への移住計画を発表し、一二月にはこれを実現している。つまり永享三年一〇月という時点は義教が義持時代の余韻から解放された、いわば真の代始めというべき時期にあたるのである。公方となつた直後からすでに義持による非分寄進の破棄という形で徳政に着手していた義教であるが、この真の代替わりをいうタイミングで、あらためて奉行人たちに公正な裁判の遂行を誓約させて、徳政の体制を整えたのだと考えられる。そうしてみると、「御前落居記録」の注目点のウとして指摘した点、すなわち寺社が組織として訴人となつた訴訟が増加するものが永享三年の後半であるのも偶然ではあるまい。裁判の興行と寺社の保護を両輪とする代替り徳政がここで本格的に始動したということなのであるう。

次に義政の代始めについて見てみたが、存在する史料的事実についてはすでに先学の明らかにされたことに付け加えることはあまりない。義政が長禄年間から将軍親政の姿勢を強め、伊勢貞親を登用していくつもの新施策を打ち出していったことについては百瀬今朝雄氏が詳細に明らかにしたところである。⁽²⁶⁾ その施策の最も重要な柱が長禄二年（一四五八）三月一七日に発令された寺社本所領以下不知行地の還付政策であり、これにあわせて諸莊園の直務命令も出されたことが明らかにされている。ただし百瀬氏においてもその後の研究史の中においても、この義政の命令を、義政以前の幕府政治と関連づけてとらえる見方は提示されていない。

還付政策の発令を示す根拠史料は次のものである。

〔大乗院寺社雜事記〕長禄二年三月一七日条

一寺社本所門跡領已以下、近來違乱不知行分事、如元可被返付之、
於無縁仁者可庭中之由、室町殿御下知云々、先以珍重也、不可有
法量事也、

大乗院門跡の尋尊の伝聞したことではあるが、ここには違乱を受けている寺社本所領をもとの莊園領主の手に戻そうという幕府の政策が明瞭に記されている。問題はその性格についての解釈ということになるが、百瀬氏は寺社本所領の押領者として斥けられたのは守護や守護被官が多かったことから、この法令を守護勢力の抑圧策の一つとして位置づけている。そうした効果も期待されたかもしれないが、義持・義教の代替わり徳政との関連を念頭に、次の史料をみると、義政の還付政策について

異なった解釈も成り立つのではないだろうか。

ら永享三年と長禄二年以外の連署起請文は見つかっておらず、「隨時行
われた」と考えるのには無理があると思つ。

〔蜷川家文書〕『大日本古文書 蜷川家文書』一
敬白 起請文事

一 御成敗之趣、万一不叶理致子細在之者、不貽心底可言上、縱於
当座雖不存寄、有思案仕出之旨者、不謂違期可申上之、但至堅固

不弁越度者、非沙汰之限事、次就公事不可存無沙汰事、

一 雖為他人奉行、御裁許之篇目相違之由承及者、可申披之旨、対
申沙汰奉行人可申之、〈付、就御沙汰公事篇、不可構虛言事〉

右両条、令違犯者、

日本國中大小神祇、八幡大菩薩、山王二十一社、天満大自在天神御
罰、各可罷蒙候、仍起請文如件、

長禄二年五月十八日 左衛門尉三善為衡

(以下、一四名省略)

一読してわかるように、永享三年に義教が奉行人たちに提出させた起
請文とほとんど同文である。このような公正な裁判の興行の宣言が寺社
本所領還付令の発令とほぼ同じ時期になされているのである。右の奉行
人連署起請文は『大日本古文書 蜷川家文書』に収録され、またその刊
行以前にも『中世法制史料集 室町幕府法』収録の永享三年十月奉行人
連署起請文の補注として紹介されている周知の史料であるが、これに注
目した研究は見られないようである。百瀬氏も義政の親政の基本政策を
挙げたうちに、裁判の興行については触れていない。また『中世法制史
料集 室町幕府法』の補注には永享三年の連署起請文に関連して「奉行
人からこの種の起請文を徴することは恐らく隨時行われたことであろう。
この後長禄二年度のものが蜷川文書（第一集）に見える」とだけ述べら
れていて、長禄二年という年次には関心が払われていない。しかしながら

おわりに

本稿では従来触れられることのなかった室町殿の代替り徳政の存在を
指摘し、室町期においてもなお仏神領興行、寺社本所領保護という基本
政策が確認され続けていたことを明らかにした。土地の本来の所有者へ
の戻しという施策を核とした代替り徳政は、平安末期より室町期に至る
までの中世の統治者たちに共通して採用されていたものだったのである。
室町期において、この代替り徳政が寺社本所領莊園の存在を保証する政
策として機能していたことは、たとえば義教の御前沙汰の結果を見ても
明らかであろう。公家・武家・寺社のいずれからも「公方」と仰がれ、
また段錢賦課や所職充行のあり方に示されるように基本的には莊園制に
依拠した政策を探っていた室町殿権力にとって、寺社本所領保護は政策

的原則として何度も確認しておかなければならない題目であったのではあるまい。

では室町殿の代替り徳政の終期はいつになるのだろうか。義政は文明一三年（一四八三）に再び寺社本所領還付令を発している。これは応仁・文明の大乱の終息という大きな時代の変化を代替わりととらえての措置であると理解することが可能であろう。次の義尚は室町殿（公方）としての権限を父から完全に移譲されることなく、義持・義教・義政が行つてきたような代始めの徳政を見出すことは明確にはできない。ただ、長享元年（一四八七）の六角氏攻めにあたつて寺社本所領回復が標榜されている点に、わずかに室町殿としての政策的原則を継承しようといふ姿勢が示されている。⁽²⁷⁾ 続く義材以後の室町殿については未検討であるが、およそ一五世紀末をもつて寺社本所領に対する国制的な保証が失われたと考えることは、個別莊園の実態から見ても、大きく誤つていいことはないだろう。

本稿では室町殿の徳政という從来注目されることのなかった問題に焦点をしぼつたのであるが、そのため、室町期の徳政を考える場合に重要な問題を扱うことができなかつた。室町殿の徳政と徳政一揆発生の連関はどう理解できるのか。義教の代替り徳政と徳政の関係については若干の言及を行つたが、義政の時代に頻発した徳政一揆は発生の時期からすれば代始めとは関係がなく、義政の代替り徳政との関係をどのように理解すればよいのだろうか。この問題について論ずる用意は現在の筆者にはなく、今後の課題としたい。

註

- (1) 笠松「中世の政治社会思想」（『岩波講座日本歴史7 中世3』、岩波書店、一九七六年、のちに笠松「日本中世法史論」、東京大学出版会、一九七九年、所収、笠松「徳政令—中世の法と慣習」）（岩波新書、一九八三年）。

(2) 五味文彦「保元の乱の歴史的位置」（五味「院政期社会の研究」、山川出版社、一九八四年）第三部第二章。

(3) 『シンポジウム日本歴史9 南北朝の内乱』（学生社、一九七四年）。

(4) 村井「徳政としての応安半濟令」（安田元久先生退官記念論集刊行会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年）。

(5) 海津一朗「中世の変革と徳政—神領興行法の研究」（吉川弘文館、一九九四年、同「元寇、倭寇、日本国王」（『日本史講座4 中世社会の構造』、東京大学出版会、二〇〇四年）。

(6) 前註海津著書一〇ページ。

(7) 「国立歴史民俗博物館研究報告」第一〇四集「室町期莊園制の研究」（二〇〇三年）所収の諸論文。伊藤俊一「室町幕府と莊園制——在京武家政權の基礎構造——」（『年報中世史研究』二八）二〇〇三年。

(8) 本稿の内容の骨子は、榎原編「日本の時代史一一揆の時代」（吉川弘文館、二〇〇三年）所収「一揆の時代」すでに述べている。しかし、同書の性格および紙数の制約から、史料に即した記述は不可能であり、概略を記すにとどまつたので、あらためて本稿によって意図するところを示すものである。なお義詮の寺社本所領回復令については、永井英治「初期室町幕府の莊園政策」（『南山経済研究』一九一三、二〇〇五年）に詳しい。

(9) 五山文学全集刊行会、一九三六年。復刻は思文閣出版、一九七三年。

(10) 東京大学史料編纂所贈写本。

(11) 玉村「足利義持の禪宗信仰に就て」（玉村「日本禪宗史論集 下之二」（思文閣出版、一九八一年）。

(12) 『懶室漫稿』（『五山文学全集』第三巻所収）。

(13) 『貞恩稿』（同右書所収）。

(14) 『繫驥稿』（玉村竹二編「五山文学新集」別巻一、東京大学出版会、一九八一年）。

(15) 笠松前註（7）書。

(16) 同右。

(17) 村井「分裂する王権と社会」（中央公論新社、二〇〇三年）。

(18) 清水「室町社会の騒擾と秩序」（吉川弘文館、二〇〇四年）第II部第二章「正長の徳政一揆と山門・北野相論」。

(19) 清原良賢については落合博信「清原良賢攷—南北朝末室町前期における一鴻儒の事蹟—」（能研究と評論）一六、一九八八年）参照。

(20) いざれも桑山浩然編「室町幕府引付史料集成」上巻（近藤出版社、一九八〇年）所収。

-
- (21) 佐藤「足利義教嗣立期の幕府政治」(『法政史学』20、一九六八年、のちに
佐藤『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇年、所収)。
- (22) 設楽「將軍足利義教の「御前沙汰」体制と管領」(『年報中世史研究』一八、
一九九三年)。
- (23) 鳥居「室町幕府の訴状の受理方法」(『日本史研究』三一、一九八八年)。
- (24) 佐藤前註 (21) 論文。
- (25) 岩波書店、一九五七年第二刷。
- (26) 百瀬「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史7 中世3』、岩波書店、一九七
六年)。
- (27) 詳しくは改めて検討したいが、義満以来の室町殿は代始めにあたっては敵対
勢力への武力攻撃をしかけて、武家としてのデモンストレーションも行つてい
る。義尚の六角攻めの主たる目的はこちらにあり、独自に構想された寺社本所
保護策は見い出せない。
- (東京大学史料編纂所)
- (1)〇〇五年五月一六日受理、二〇〇五年七月一五日審査終了)

Tokusei Exercised by the Muromachi palace

EBARA Masaharu

In medieval society the implementation of “tokusei” (lit:“virtuous government”) was a provision that could be exercised by rulers. It has become commonly accepted within medieval history that declarations of the implementation of tokusei were frequently made at times of succession, disasters and war. Hiroshi Kasamatsu has said that decisions to implement tokusei under the dual authority of the imperial court and shogunate during the late Kamakura period are to be found in connection with the policy of protection temple and shrine land and legal action (impartial courts). Later on, Fumihiko Gomi showed that edicts establishing the shoen system at the end of the Heian period already contained provisions for tokusei at the time of succession. Kasamatsu and Shosuke Murai have said that the edict halving the taxes paid to rulers during the Oan era (1368-1375) contains what amounts to the first tokusei for temple and shrine land at the start of the reign of new shogun. This shows that the implementation of tokusei upon the succession of a ruler was a recognized phenomenon throughout the time starting at the beginning of the medieval period through to the period of the Southern and Northern Courts. Furthermore, Ichiro Kaizu says that the policy protection temple and shrine land at the late Kamakura period encouraged a reorganization of the shoen system, resulting in the establishment of the late medieval shoen system, which consisted of the “Jisha honjo ichien ryo” and the “Buke ryo”. It has been asserted that the shoen system of the late medieval period was logically underpinned by tokusei from the late Kamakura through to the period of the Southern and Northern Courts. However, discussion accepting this assertion has yet to take place within research on the late medieval period.

This paper focuses on the land policies at times of succession by Ashikaga Yoshimochi, Yoshinori and Yosimasa, the rulers who succeeded Ashikaga Yoshimitsu and lived in the Muromachi palace in Kyoto. It discusses legal action for the return of land that had been sold and the attitude of the bakufu toward such action. It also shows that for the Muromachi period as well there was a social movement at the beginning of the period that demanded the taking of temple and shrine land (the return of sold land). Further, it explicates the existence of measures and the attitude of the ruling class, which believed that acceding to such demands was tokusei.